

バリアフリー法建築物移動等円滑化基準チェックリスト

建築物特定施設等	条件	整備基準	設計内容	※
	(1) 移動等円滑化経路（利用居室から道等、車椅子利用者用便房、車椅子利用者用駐車施設に至る経路）の1以上	①階段又は段を設けない （設ける場合は傾斜路又は昇降機を併設する）	有 ・ 無 （講じた措置）	
1 出入口 （第18条）	(1) 移動等円滑化経路を構成する出入口のそれぞれ1以上	①幅 80 cm以上 ②自動開閉又は車椅子使用者が容易に開閉して通過できる戸となっているか ③戸の前後に高低差がない（水平）	(内法幅) cm (開閉方法) 有 ・ 無	
2 廊下等 （第11条） （第18条）	(1) 移動等円滑化経路を構成する廊下等のそれぞれ1以上	①滑りにくい仕上げ ①幅 120 cm以上とし、50m 以内ごとに車椅子転回スペースを設ける ②自動開閉又は車椅子使用者が容易に開閉できる戸 ③戸の前後に高低差がない（水平）	(仕上げ材) (内法幅) cm (転回部) 有 ・ 無 (開閉方法) 有 ・ 無	
	不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する部分（自動車車庫の用途を除く）	④階段の上端に近接する廊下等の部分に点状ブロック等を敷設	有 ・ 無 (講じた措置)	
3 階段 （第12条）	その踊場を含む	①手すりを設置（踊場を除く） ②滑りにくい仕上げ ③段を識別しやすい色、つまずきにくい構造 ④主たる階段は回り段としない	有 ・ 無 (仕上げ材) (講じた措置) (回り段) 有 ・ 無	
	不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する部分（自動車車庫の用途を除く）	⑤上端に近接する踊場に点状ブロック等を敷設（段の部分と連続した手すりを設けた場合を除く）	有 ・ 無 (講じた措置)	
4 傾斜路 （第13条） （第18条）	階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。 その踊場を含む	①手すりを設置 （勾配 1/12 以下で高さ 16 cm 以下の傾斜部分は免除） ②滑りにくい仕上げ ③廊下等と識別しやすい色	有 ・ 無 (勾配) / (高さ) cm (仕上げ材) (講じた措置)	
	勾配 1/20 以下、又は高さ 16 cm 以下で勾配 1/12 以下の傾斜路除く 不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する部分（自動車車庫の用途を除く）	④上端に近接する踊場の部分に点状ブロック等を敷設（傾斜の部分と連続した手すりを設けた踊場の場合は除く）	有 ・ 無 (講じた措置) (勾配) / (高さ) cm	
	(1) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路のそれぞれ1以上	①幅 120 cm以上 （段併設の場合 90 cm以上） ②勾配 1/12 以下（高さ 16 cm 以下は勾配 1/8 以下） ③高さ 75 cm 以内ごとに踏幅 150 cm 以上の踊場	(内法幅) cm (段併設) 有 ・ 無 (勾配) / (高さ) cm (踏幅) cm	

建築物特定 施設等	条件	整備基準	設計内容	※
5 昇降機 (第 18 条)	(1) 移動等円滑化経路を構成する昇降機及びその乗降ロビーのそれぞれ 1 以上（籠の停止階は利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階とする）	①出入口幅 80cm 以上	(内法幅) cm	
		②籠の奥行き 135cm 以上	(籠の奥行) cm	
		③乗降ロビー150cm×150cm 以上（高低差なし）	(内法寸法) cm×cm (高低差) 有 ・ 無	
		④籠内及び乗降ロビーに車椅子使用者が利用しやすい制御装置	(装置の高さ) cm	
		⑤籠内に停止予定階、現在位置の表示装置	有 ・ 無	
		⑥乗降ロビーに籠の昇降方向の表示装置	有 ・ 無	
	不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用するもの（自動車車庫の用途を除く）	⑦籠内に到着階、出入口閉鎖を音声により知らせる装置	有 ・ 無	
		⑧視覚障害者が円滑に操作できる制御装置	(点字表示等) 有 ・ 無	
		⑨籠内又は乗降ロビーに籠の昇降方向を音声により知らせる装置	有 ・ 無	
	不特定多数の者が利用する床面積が 2,000 m ² 以上に適用	⑩籠の幅 140cm 以上	(内法幅) cm	
		⑪車椅子の転回に支障ない籠の構造		
	(2) 特殊な構造又は使用形態の昇降機を設ける場合（エレベーターの場合）	①段差解消機（建設省告示第 1413 号第 1 第九号）	(構造方法)	
		②籠の幅 70 cm 以上、籠の奥行き 120 cm 以上	(幅) cm (奥行き) cm	
		③籠内で転回して乗降する場合の構造	(支障) 有 ・ 無	
	(エスカレーターの場合)	④車椅子使用者（建設省告示 1417 号第 1 ただし書）	(構造方法)	
6 便所 (第 14 条)	(1) 不特定多数又は主として高齢者、身体障害者等が利用する便所を設ける場合	①車椅子使用者用便房を 1 以上設置	(車椅子用) 有 ・ 無	
		a 腰掛便座、手すり等の適切な配置	(手すり等) 有 ・ 無	
		b 車椅子使用者の利用に十分な空間の確保	(空間) 有 ・ 無	
		c 車椅子使用者用便房がある旨の表示	(標識) 有 ・ 無	
		⑤オストメイト対応水洗器具を 1 以上設置	有 ・ 無	
	(2) 男子用小便器のある便所	①床置きその他これに類する小便器 1 以上設置	(床置き) 有 ・ 無	
7 ホテル又は旅館の客室 (第 15 条)	車椅子使用者用客室	客室の総数が 50 以上の場合は客室総数の 1/100 以上	(全客室数) 室 (車椅子用) 室	
	(1) 車椅子利用者用便房（当該階に共用の車椅子利用者用便房がある場合を除く）	①出入口幅 80 cm 以上	(内法幅) cm	
		②自動開閉又は車椅子使用者が容易に開閉して通過できる戸となっているか	(開閉方法)	
		③戸の前後に高低差がない（水平）	有 ・ 無	

建築物特定 施設等	条件	整備基準	設計内容	※
7 ホテル又は 旅館の客室 (続き) (第 15 条)	(2)浴室又はシャワー室 (同一建築物内に整備基準 と同等の共用浴室等がある 場合を除く)	①車椅子使用者用浴室等	有 ・ 無	
		②浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置		
		③車椅子使用者が利用しやすい十分な空間確保		
		④出入口幅 80 cm以上	(内法幅) cm	
		⑤自動開閉又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる戸となっているか	(開閉方法)	
		⑥戸の前後に高低差がない (水平)	有 ・ 無	
8 敷地内の通路 (第 16 条) (第 18 条)	段がある部分	①滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	
		②手すりを設置	有 ・ 無	
		③段を識別しやすい色、つまずきにくい構造	(講じた措置)	
	傾斜路	④手すりを設置 (勾配 1/12 以下で高さ 16 cm以下、又は勾配 1/20 以下の傾斜部分は免除)	有 ・ 無 (勾配) / (高さ) cm	
		⑤前後の通路と識別しやすい色	(講じた措置)	
	(1)移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路のそれぞれ 1 以上	①幅 120 cm以上	(幅員) cm	
		②50m 以内ごとに車椅子転回スペース	(転回部) 有 ・ 無	
		③自動開閉又は車椅子使用者が容易に開閉して通過できる戸となっているか	(開閉方法)	
		④戸の前後に高低差がない (水平)	有 ・ 無	
	傾斜路	⑤幅 120 cm以上 (段併設の場合 90 cm以上)	(内法幅) cm (段併設) 有 ・ 無	
		⑥勾配は 1/12 以下 (高さ 16 cm以下は 1/8 以下)	(勾配) / (高さ) cm	
		⑦高さ 75 cm以内ごとに踏幅 150cm 以上の踊場 (勾配が 1/20 以下の場合は免除)	(高さ) cm (勾配) / (踏幅) cm	
	*移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路が、急傾斜地等による地形の特殊性がある場合は「道等」を「当該建築物の車寄せ」とする。	車寄せからの整備基準に支障があるか	有 ・ 無	
9 駐車場 (第 17 条)	不特定多数又は主として高齢者、身体障害者等が利用する駐車場を設ける場合	①車椅子使用者用駐車施設を 1 以上設置	(車椅子用) 有 ・ 無	
		a 幅 350 cm以上	(幅員) cm	
		b 利用居室又は建物出入口に近いところに設置	(近い位置) 有 ・ 無	

建築物特定施設等	条件	整備基準	設計内容	※
10 標識 (第 19 条)	移動等円滑化の措置された昇降機、便所、駐車施設の付近に標識の設置 (JIS Z8210 に定める案内記号)	①昇降機への標識	有 ・ 無	
		②便所への標識	有 ・ 無	
		③駐車施設への標識	有 ・ 無	
11 案内設備 (案内所を設ける場合を除く) (第 20 条)	建築物又は敷地に、移動等円滑化の措置がとられた昇降機、便所、駐車施設の配置を表示する案内板等の設置 (昇降機、便所、駐車場の配置が容易に視認できる場合を除く)	①昇降機の位置図	有 ・ 無	
		②便所の位置図	有 ・ 無	
		③駐車施設の位置図	有 ・ 無	
	建築物又は敷地に、移動等円滑化の措置がとられた昇降機、便所の位置を、点字等により視覚障害者に示す設備を設置	①昇降機の配置を点字等で示す設備	有 ・ 無	
		②便所の配置を点字等で示す設備	有 ・ 無	
12 点字等で示す設備（案内板）までの経路、又は案内所までの経路 (第 21 条)	道等から案内設備までの 1 以上の経路を視覚障害者移動等円滑化経路とする (道等から視覚障害者用に設けた点字表記の案内板までの経路、又は道等から案内所まで経路。このうちの 1 以上の経路を視覚障害者移動等円滑化経路とする) *自動車駐車施設までの経路を除く	①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置 (風除室で直進する場合は免除)	有 ・ 無 (講じた措置)	
		②車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	有 ・ 無	
		③段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか。 (勾配が 1/20 以下の傾斜部分の上端に近接する場合、又は高さが 16 cm 以下で勾配 1/12 以下の傾斜部分の上端に近接する場合を除く。若しくは段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等を除く)	有 ・ 無 (勾配) / (高さ) cm (講じた措置)	

注 1 移動等円滑化経路：利用居室から道等又は車椅子使用者用便房若しくは車椅子使用者用駐車施設までの経路をいう。

注 2 利用居室：不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室をいう。

注 3 建築物特定施設等の欄の（第〇条）は、バリアフリー法政令の該当条文を示す。